



農業における物価高騰対策支援補助金を創設

農業生産資材の価格高騰に対し、物価上昇分を支援補助金として交付します

中東情勢等の緊迫化に伴う原油価格の高騰や円安による輸入価格の増加などの影響により、農業生産資材コストが増加しています。

養父市では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰により経営に著しく影響を受けている市内農業者に対し、令和 8 年度農業生産資材価格高騰対策支援補助金を交付することにより、農業経営の継続と安定化を図ります。

補助金の申請期間は 2026 年 10 月 1 日（木）から 2026 年 11 月 30 日（月）までの 2 カ月間としており、詳細は以下のとおりです。

【補助金の概要】

- 1 目的 中東情勢等の緊迫化に伴う原油価格の高騰や円安による輸入価格の増加などの影響による農業生産資材コストの増加に伴い、経営に著しく影響を受けている市内農業者に対し、令和 8 年度農業生産資材価格高騰対策支援補助金を交付することにより、農業経営の継続と安定化に資することを目的とする。
- 2 交付対象者 市内に住所を有する認定農業者又は農畜産物の販売金額が 50 万円以上の農業者で、直近の決算書等を提出することができ、補助金交付後も引き続き農畜産物の生産を継続する意思がある者
- 3 補助金額及び補助金上限額
 - ①補助金額
補助金額＝直近の決算書等の農業生産資材費の合計×平均物価上昇率 6%
※千円未満の端数は切り捨て
※直近の決算書等…個人の場合は令和 7 年所得税確定申告決算書、法人の場合は直近の決算報告書のうち損益計算書及び製造原価報告書等の販売金額や農業生産資材費の内訳が分かるもの
※農業生産資材費…種苗費（素畜費）・肥料費（飼料費）・農薬衛生費・諸材料費・農具費の合計
※平均物価上昇率…「農業物価統計調査」における各農業生産資材費の物価上昇率を参考に養父市が算定
 - ②補助金上限額
認定農業者 170 千円
認定農業者以外の農業者 70 千円
※補助金上限額は「農業経営統計調査」の「営農類型別経営統計」を参考に養父市が全国的な農業生産資材費合計を算定し、平均物価上昇率 6%を乗じて設定
- 4 申請方法 農林振興課窓口（養父市広谷 250-1）に補助金交付申請書兼請求書及び直近の決算書等の写しを提出する。
- 5 申請期間 2026 年 10 月 1 日（木）から 2026 年 11 月 30 日（月）まで

【問合せ】

産業環境部 農林振興課 課長：高木 信彦 担当者：藤原 将司
電話：079-664-0284